

## 川口市美術館建設検討プロジェクト・チーム設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川口市プロジェクト・チーム設置基準等に関する規程（昭和52年訓令第3号）第4条に基づき、市に設置する美術館建設検討プロジェクトチームの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的及び名称)

第2条 本市における美術館のあるべき姿を検討し、併せて周辺地域の活性化及び観光産業の創出と魅力あるまちづくりの実現を考慮し、市としての美術館建設に係る基本的な方針を策定するために設置する。

2 チームの名称は、美術館建設検討プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）とする。

### (所掌事務)

第3条 チームは、川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例（平成30年条例第23号）に基づき設置する川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会（以下「審議会」という。）の調査審議に付する事項を、市長の支持する方針に基づき、各分野からの意見を踏まえ多角的に検討し、本市における美術館建設の基本的な方針等を策定する。

### (構成)

第4条 チームは、市長が任命する11人の職員（以下「メンバー」という。）を持って構成し、チームに統括及びチーム・リーダー並びにチーム・サブリーダー（以下「サブリーダー」という。）を置くものとする。

2 チームを構成するための教育局職員の任命は、川口市プロジェクト・チーム設置基準等に関する規程（昭和52年訓令第3号）に準拠するものとする。

### (職務)

第5条 統括は、チームの事務を統括し、生涯学習部長をあてる。

2 リーダーは、上司の命を受け、チームの事務を総括し、サブリーダーを及びメンバーを指揮監督する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

4 メンバーは、この要綱の定めるところによりチームの事務に従事する。

(職務従事の形態)

第6条 メンバーの職務の従事の形態は、リーダーの指示により、必要な都度、チームの事務に従事する。

(報告及び協力要請)

第7条 リーダーは、チームの業務の進行状況を市長に報告するとともに、必要があるときは、関係部課長に協力を求めることができる。

(設置期間)

第8条 チームの設置期間は、平成30年5月21日から審議会による基本計画の答申日までとする。

(庶務担当課)

第9条 チームの庶務担当課は、生涯学習部文化推進室とする。

(服務命令)

第10条 非専従職員の服務の命令及び承認を行う者は、当該所属長とし、その事務処理の担当課は、当該所属課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営について必要な事項は、別に定める。

(この要綱の失効)

第12条 この要綱は、平成32年3月31日をもって効力を失う。